

新居浜市部活動地域展開実施要領

～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和 8 年 7 月

新居浜市教育委員会

目 次

はじめに

I 地域クラブ活動の在り方及び認定制度・・・・・・・・・・ 3

1 地域クラブ活動の在り方

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義
- (2) 地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値
- (3) 市の役割

2 地域クラブ活動に関する認定制度

- (1) 定義・呼称
- (2) 認定手続
- (3) 地域クラブ認定要件の概要
- (4) 新居浜市における適正なクラブ設置数
- (5) 認定されていない地域クラブの取り扱い

II 地域展開の円滑な推進に当たっての対応・・・・・・・・・・ 5

1 推進体制の整備

- (1) 休日の活動の在り方等の検討
- (2) 支援体制の整備
- (3) 段階的な体制の整備
- (4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

2 各種課題への対応

- (1) 運営団体・実施主体の整備等
- (2) 指導者の確保、育成
- (3) 活動場所の確保
- (4) 活動場所への移動手段
- (5) 生徒の安全・安心の確保

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

- (1) 基本的な考え方

III 学校部活動の在り方・・・・・・・・・・ 8

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 学校部活動に関する方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 適切な指導及び安全・安心の確保

- (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

3 適切な活動時間・休養日等の設定

- (1) 休養日
- (2) 活動時間
- (3) その他

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

IV 大会・コンクールの在り方・・・・・・・・・・ 9

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- (1) 大会等への参加について

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- (1) 大会等への参加の引率
- (2) 大会等の運営への従事

3 生徒の大会等の安全確保

V	関連する制度の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	教師等の兼職兼業	
	（1）兼職兼業の許可について	
2	高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	
	（1）留意事項	
別表	・・・・・・・・・・・・・・・・	12

はじめに

全国的に人口減少が進行する中、本市の中学校でも、生徒数の減少により、部活動における選択肢の縮小や単独の学校ではチーム編成が出来ないといった支障が生じている。また、教員の働き方においても、教育課程外の活動である部活動において、指導経験のない種目の指導や土・日の指導など、もはや教員だけでは支えきれない状況となっている。

そのため、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに「地域クラブ活動」を整備する必要がある。

I 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、スポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施する。地域クラブ活動は、統括する団体が実施主体として運営する。

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。

(1) 学校部活動が担ってきた教育的意義

- ア スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- イ 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ウ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- エ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- オ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

(2) 地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値

- ア 生徒の個性・得意分野等の尊重
- イ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ウ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- エ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- オ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

(3) 市の役割

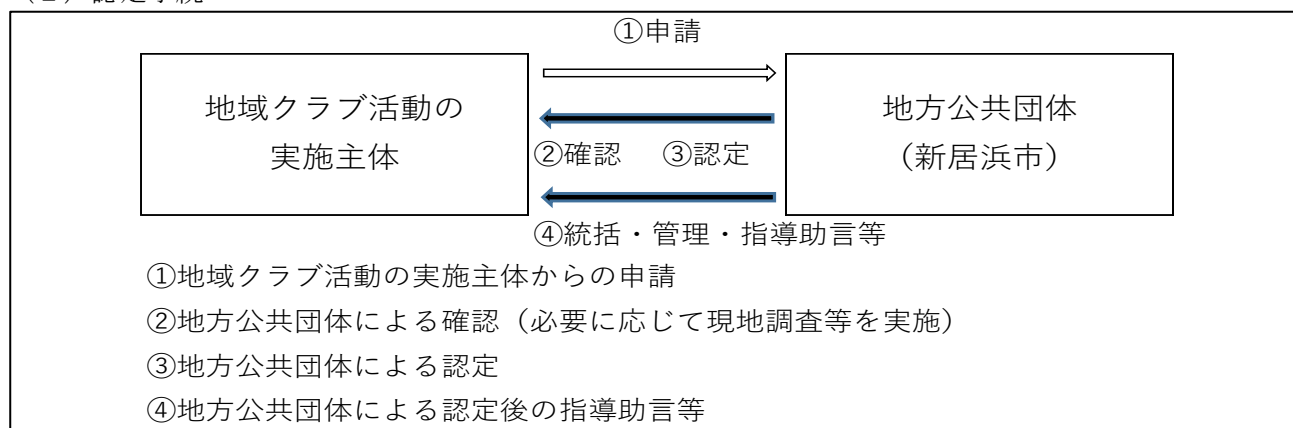
- ア 市は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培う機会を確保するため、学校関係者、地域のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得て、地域クラブ活動を行う環境を整備する。
- イ 市は、実施主体、生徒のニーズに応じて、活動種目や文化芸術プログラムの提供を検討するとともに質の高い指導者の確保等に取り組む。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 定義・呼称

スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続き等に基づき、市が中学校の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

(2) 認定手続



(3) 地域クラブ認定要件の概要

事項	主な内容
①活動目的 ・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承、発展 ・生徒の豊かで幅広い活動機会の保障への寄与 ・競技性や成果のみに偏重しない。参加者の選抜等をしない。
②活動時間 ・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日（原則、休日に週1日以上休養日）を設定
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定
④指導体制	・暴言、暴力、ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む） ・市町村等が定める研修を受講し、原則として登録された複数の指導者等による指導
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・施設、設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約（団体の目的、役員、総会の意思決定、入退会、参加費、予算決算の審議・承認等）の作成・公表、公正かつ適切な会計処理と関係者への情報開示 ・営利を主たる目的とせずに運営 ・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整
⑧中体連等の大会参加	・中体連が主催する大会への出場（総体・新人戦） ・運動部においては、中体連が定める、地域クラブの参加資格を満たすこと ・文化部においては、文化系コンクール主催者が定める、地域クラブの参加資格を満たすこと

※ 円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

※ 別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

※ ①～⑦について、市は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき判断する。

（4）新居浜市における適正なクラブ設置数等
別表のとおり

（5）認定されていない地域クラブの取り扱い

生徒がスポーツ・文化芸術活動に取り組む環境の整備に当たっては、生徒の目的に応じた選択肢が必要となる。市では、認定地域クラブ活動以外の活動についても、該当チームの希望があれば、活動の概要をまとめ、周知することとする。

それらのチームには、活動時間や休養日、また、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、運営団体・実施主体において、適切な対応をお願いすることとする。

II 地域展開の円滑な推進に向けた対応

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

1 推進体制の整備

（1）休日の活動の在り方等の検討

ア 市は、地域での新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日の地域の環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日の環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

（2）支援体制の整備

ア 市は、学校部活動で、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保・配置し、「指導内容の充実」「生徒の安全の確保」「教師の長時間勤務の解消」を図る。また、それらの学校部活動に携わる地域人材が、地域クラブ活動にも携わることができるよう、地域クラブ活動に関する情報発信を行うとともに、指導者へ実施団体・運営主体を紹介しマッチングする取組などを検討する。

イ 市は部活動地域展開の運営団体の整備に取り組み、整備された運営団体は、地域クラブの運営に関する業務及び実施主体に関する情報発信や指導者のマッチング等を行う。

ウ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域のスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

（3）段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

ア 市が運営団体となり、あるいは市が中心となって運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に指導者を派遣する体制

イ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ団体振興協議会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、学校と関係する

保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体、地域学校協働本部など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、生徒が参加する体制

ウ 直ちに前記ア、イのような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校部活動や合同部活動を導入しながら、市や学校が、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

(4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持っている。そこで、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を支える。その際、兼職兼業により指導に携わる教師等の知見も活用する。

ウ 市は、地域クラブ活動が前記アに示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように努める。

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

ア 地域クラブは、複数の学校の部活動が統合して設立する団体、各種スポーツ団体、民間企業、学校と関係する組織・団体も想定する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対しては、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を広く周知し、準拠した運営を行うことが求められる。

ウ 市は、地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進のために、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署と、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

(2) 指導者の確保、育成

ア 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上を目的とした研修を実施する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

ウ 適切な指導の実施

(ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所の施設・設備の点検や活動時の安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

(イ) スポーツに関する地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレ

ーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(ウ) 文化芸術に関する地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化芸術活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(エ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒のスポーツ・文化芸術の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、生徒が燃え尽き症候群（バーンアウト）により意欲低下することなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(オ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体又は各分野の関係団体等が作成・公開する合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例、週間・月間・年間での活動スケジュール、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等で構成し、指導者や生徒が活用するにあたり利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、上記（ア）～（エ）に基づく指導を行う。

エ 指導者の量の確保

(ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動の部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

(イ) 市は、関係者の協力を得て、指導者の発掘・把握に努め、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

(ウ) 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整えるよう努める。

(3) 活動場所の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校なども活用する。

イ 市は、地域クラブ活動を行う団体に対して、利用しやすい環境づくりに努める。

ウ 前記ア、イについて、市の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

(4) 活動場所への移動手段

地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合においては、活動場所への生徒の移動手段は原則として自転車によるものとし、その他の場合は保護者の責において移動することとする。

(5) 生徒の安全・安心の確保

ア 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築すること。

- イ 地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うこと。
- ウ 怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底すること。
- エ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- オ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることに留意すること。
- カ 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。
- キ 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくために、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めること。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

(1) 基本的な考え方

- ア 部活動の地域展開等に当たっては、その当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築に努めること。その際、特に、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することに努めること。
- イ そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを把握し、その結果を活動に反映させるとともに、満足度や課題感に関してもアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めること。
- ウ 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするため、市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供すること。
- エ 目標や活動を生徒同士で話し合っ決めて、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげること。

III 学校部活動の在り方

公立の中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ア 学校長は、本実施要領等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。
- イ 学校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。

- イ 学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討すること。
- ウ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- エ 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- オ 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。
- カ 県及び市は、部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶を図るためのほか必要な研修を行うとともに、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修を行うこととし、研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意すること。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ア 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- イ 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること
- ウ 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

過度の練習や活動が、スポーツ障害や外傷のリスクを高め、必ずしも体力、運動能力、技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、指導を行うこと。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

(1) 休養日

週2日以上休養日を設定すること。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度、週当たりの活動時間は11時間程度とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

(3) その他

長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

IV 大会・コンクールの在り方

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等で、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

(1) 大会等への参加について

- ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、大会等の見直しに努める。
- イ 認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境の確保に努める。
- ウ 市は、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、後援名義や、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を検討する。
- エ 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施する。また、学校における出席の扱いについても同様の扱いとする。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- ア 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や学校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則とするが、教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮すること。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。
- イ 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村等・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施すること。

(2) 大会等の運営への従事

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会等の主催者が大会開催等に係る経費を用いて適切な体制を整えること。
- イ 地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会等の主催者側で費用負担について検討すること。

3 生徒の大会等の安全確保

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。また、天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。

V 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

(1) 兼職兼業の許可について

- ア 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月文部科学省)等を参照しながら、兼職兼業の許可の手の円滑化を図ること。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であることから、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うこと。

- イ 中学校の教師だけでなく、小学校、高等学校等の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備すること。
- ウ 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施すること。
- エ 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施すること。

2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

(1) 留意事項

- ア 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること。
- イ 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと。
- ウ 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。

この実施要領に関する問い合わせ先

新居浜市教育委員会事務局 学校教育課 電話 0897-65-1301 Mail gakkou@city.niihama.lg.jp

別表 新居浜市における適正なクラブ設置数等

(1) 運動系地域クラブ

	活動名	適正なクラブ数	参加人数 の下限	備考
1	陸上競技（男女）	1	5	指導員・審判の有資格者が必要。 中体連大会参加のクラブチーム「NINOS」、「T & F」で選手登録することで中体連を含む各種大会に出場が可能。 今後は指導者の確保に努める。
2	水泳（男女）	1	5	既存のスイミングクラブ「ファイブテン」で選手登録することで、中体連を含む各種大会に出場が可能。 令和8年度以降、新1年生の新入部員の募集は終了。現在、学校登録で大会に出場している生徒は卒業まで現状継続可能。
3	バスケットボール（男子）	4	6	指導員・審判の有資格者が必要。 現状、中体連主催大会への参加資格を満たすクラブチームは不在。 一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。
4	バスケットボール（女子）	4	6	指導員・審判の有資格者が必要。 現状、中体連主催大会への参加資格を満たすクラブチームは不在。 一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。
5	バレーボール（男子）	4	6	（要確認）指導員・審判の有資格者が必要。 学校にバレーボール部がない生徒は、中体連大会参加のクラブチーム「新居浜クラブユース」で選手登録することで、中体連を含む各種大会に出場が可能。 一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。 今後は指導者の確保に努める。
6	バレーボール（女子）	6	6	（要確認）指導員・審判の有資格者が必要。 一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。 今後は指導者の確保に努める。
7	バドミントン（男子）	5	5	一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。 今後は指導者の確保に努めると同時に地域ジュニアチーム（JBC）との連携を検討。
8	バドミントン（女子）	5	5	一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。 今後は指導者の確保に努めると同時に地域ジュニアチーム（JBC）との連携を検討。
9	卓球（男子）	4	6	現状教員は優遇されているが、2028年度からベンチ入りは資格が必要になる。 一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。 今後は指導者の確保に努める

10	卓球（女子）	4	6	現状教員は優遇されているが、2028 年度からベンチ入りは資格が必要になる。 一般クラブチームを募集すると同時に学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。 今後は指導者の確保に努める
11	ソフトテニス（男子）	4	8	（要確認）取得が容易な審判資格はほしいところ。単独校方式部活動を中心に、一般クラブチームを募集すると同時に指導者の確保に努める
12	ソフトテニス（女子）	4	8	（要確認）取得が容易な審判資格はほしいところ。単独校方式部活動を中心に合同部活動も検討する。一般クラブチームを募集すると同時に指導者の確保に努める
13	ハンドボール（男女）	1	7	市内 1 チームの拠点校方式で実施する予定。
14	サッカー（男女）	4	1 5	（要確認）チームと審判・指導資格取得は必要、指導者個人の資格は当初段階では不要。協会と協力し、市域で 4 クラブチームの設置を目指す。
15	ソフトボール（女子）	2	9	中体連大会参加のクラブチーム「NRC」で選手登録することで中体連を含む各種大会に出場が可能。学校部活動は合同部活動や拠点校部活動を検討。今後は指導者の確保に努める。
16	軟式野球（男子）	4	9	（要確認）当初段階では資格は不要。将来的には必要。まずは合同部活動を検討する。 今後は一般クラブチームを募集すると同時に協会と連携し、指導員の確保に努める。
17	柔道（男女）	1	5	既存の「新居浜柔道協会」が地域クラブとして認定を受ける予定。同団体で選手登録することで、中体連を含む各種大会に出場可能。 令和 8 年度以降、新 1 年生の新入部員の募集は終了。現在、学校登録で大会に出場している生徒は認定地域クラブ「新居浜柔道協会」に所属し、練習は「武揚会」または「新居浜柔道会」で行う。大会は「新居浜柔道協会」として参加することが可能。
18	剣道（男女）	1	5	市内で 1 校の拠点校方式を導入希望。生徒は従前同様に部活動と各剣道会で登録し、各主催団体による大会に出場することが可能。
19	体操・新体操	-	-	【体操】現在の体操部は廃止。令和 8 年度に松山市で地域クラブとして認定を受ける予定の「アピア体操クラブ」が中体連登録もする予定なので、同クラブの所属となり、中体連を含む各種大会に出場可能。 【新体操】既存の RG DIRA（アールジーディラ）地域クラブの認定を受ける予定のため同クラブ所属となり、中体連を含む各種大会に出場可能。

(2) 文化系地域クラブ

	活動名	適正な クラブ数	クラブ 人数下限	備考
1	吹奏楽部（男女）	1	20	運営費が大きな課題のため、クラブ数を少なくし、1拠点校とするのが妥当。 平日の練習場所は2か所程度設け、土日に拠点校で練習を行う。
2	合唱部（男女）	2	6	3部合唱には最低6名、コンクール出場には20名程度必要。クラブ数は2チーム程度が妥当。
3	美術部（男女）	各校で対応 を検討	5	個人活動のためクラブ化にはなじまない。 各校の美術科教員による自校生徒を対象とした同好会規模の活動が妥当。 画材は自己負担。
4	文芸部（男女）	各校で対応 を検討	5	種類を問わず部活動に所属することを主目的としている生徒が所属する傾向。廃部し他部への勧奨も可能と考えられる。
5	環境技術家庭部 （男女）	各校で対応 を検討	5	各校で独自の活動を行っている。地域と協力している学校もあり、クラブ化にはなじまない。生徒の居場所となる役割は担っており、各校の教員による同好会規模の活動が妥当。
6	茶道部（男女）	学校茶道と しての継続 を検討	5	現在、茶道部の有無に関係なく、学校茶道として担当教員が配置されている。活動主体は裏千家淡交会新居浜支部。 学校茶道を除く部活動に関する方向性については同会に協議を依頼中。
7	華道部（男女）	各校で対応 を検討	5	種類を問わず部活動に所属することを主目的としている生徒が所属する傾向。華道に関する方向性については華道協会と協議する。

(3) 対象区域

ア 学校が母体となるクラブチームは、原則として4地域割りの校区とする。

○川西地区：西中・南中・北中校区

○川東地区：東中・川東中校区

○上部東地区：泉川中・角野中・船木中・別子中校区

○上部西地区：中萩中・大生院中校区

イ 単一の中学校によるクラブチームは、「地域クラブ数の上限」に含めない。